

令和4年度 佐賀市生活安全推進協議会 会議次第

日 時 令和5年2月14日（火）10：00～

場 所 佐賀市役所 本庁舎南棟2階 庁議室

1 開 会

2 会長あいさつ

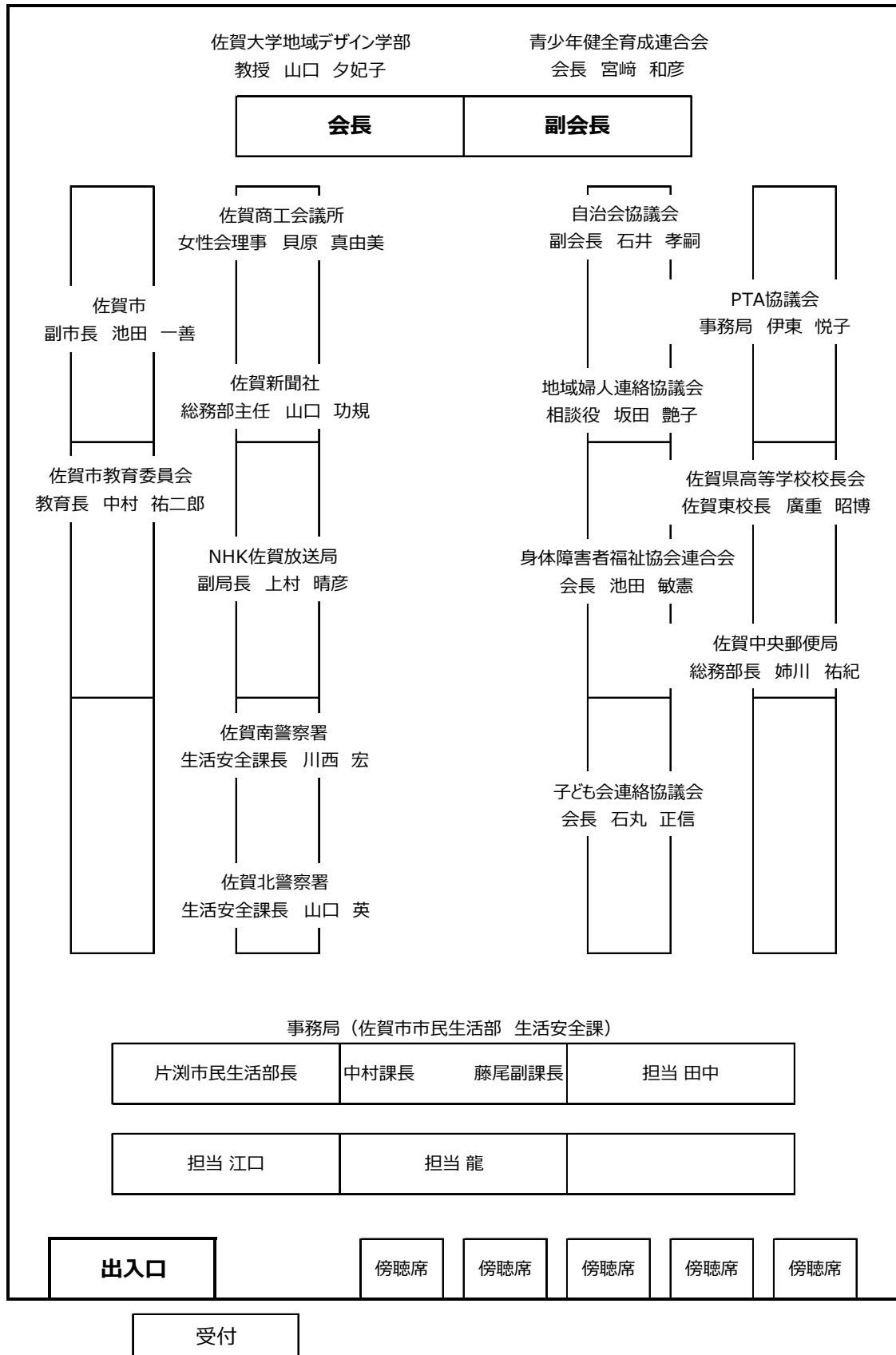
3 議事

- (1) 市内における犯罪の概況について
- (2) 防犯カメラに関する施策について
- (3) その他

4 連絡事項

5 閉会

令和4年度 佐賀市生活安全推進協議会 席次表



令和4年度
佐賀市生活安全推進協議会
議事資料

日時 令和5年2月14日(火) 10:00～

場所 佐賀市役所 南棟2階 庁議室

目 次

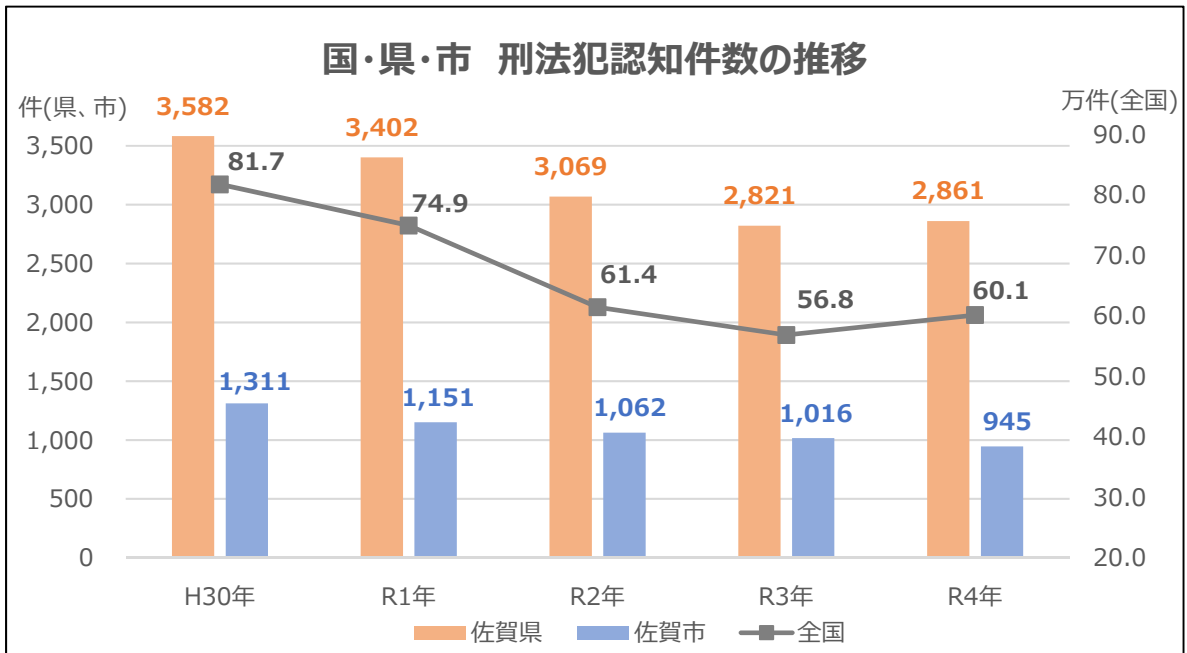
	ページ
議事 1 市内における犯罪の概況について	1
議事 2 防犯カメラに関する施策について	7
《参考資料》	
児童見守りサービスに関する報道発表資料	9
佐賀市生活安全推進協議会委員名簿	15
佐賀市生活安全推進条例	16

議事 1 市内における犯罪の概況について

1 概況

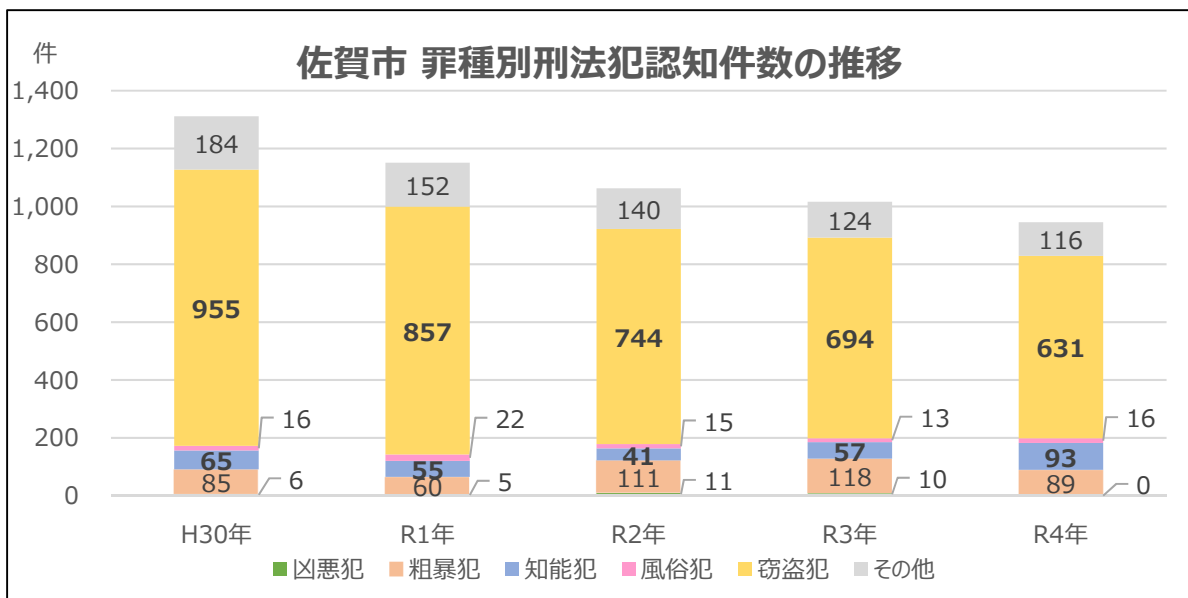
(1) 刑法犯認知件数の推移（全国、県、市）

- ・全国における刑法犯認知件数は、平成 14 年にピーク（285 万 4,061 件）を迎え、その後減少を続けていたが、令和 4 年は 20 年ぶりに増加に転じた。
- ・佐賀県においても、令和 4 年は増加に転じている（平成 23 年以来）。
- ・佐賀市においては減少傾向が続いており、令和 4 年も前年比で減少している。



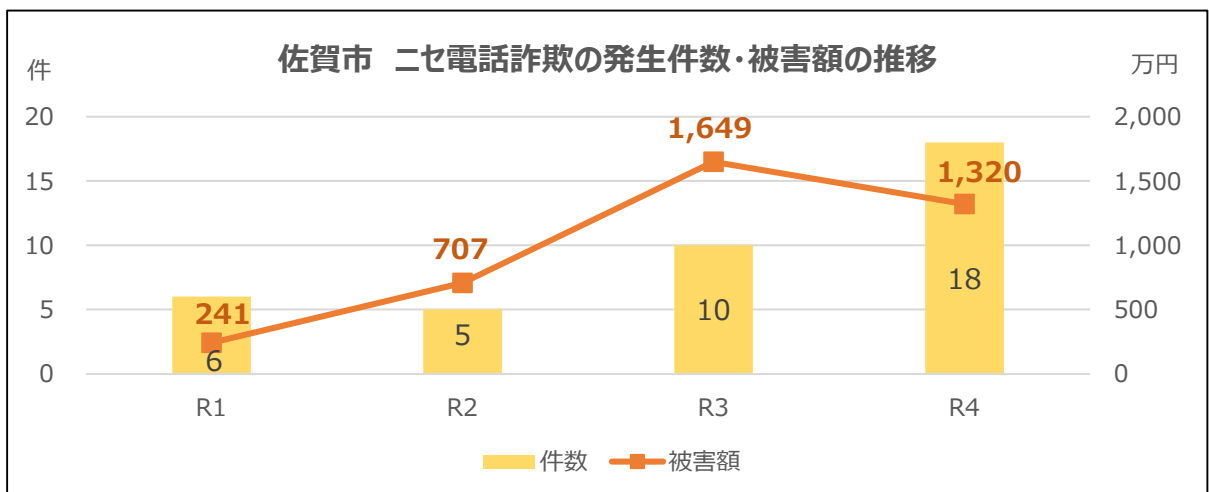
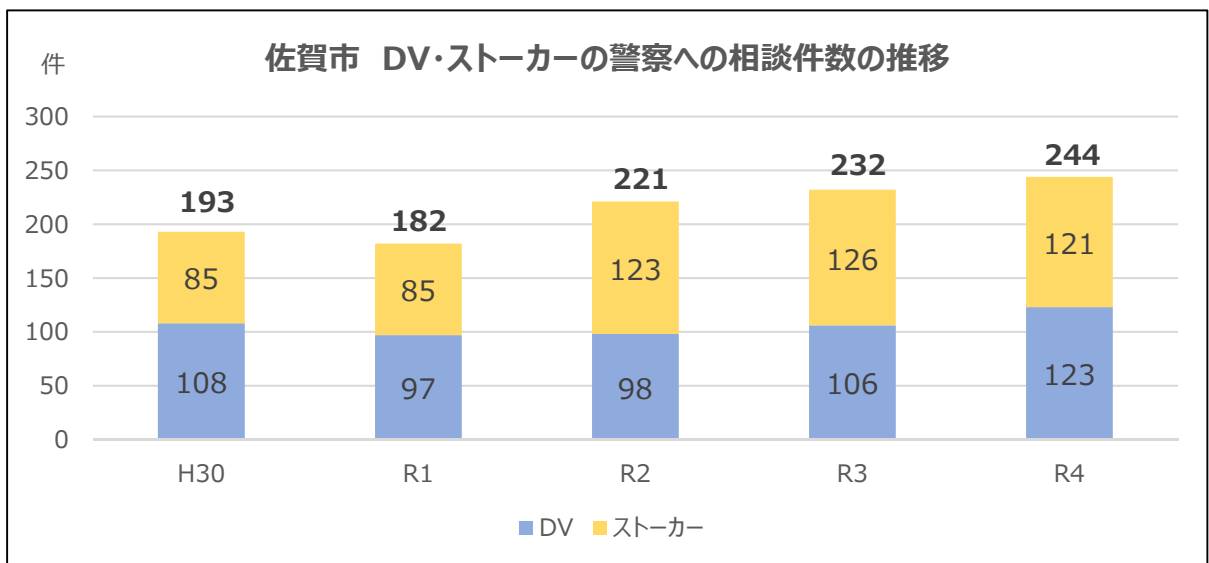
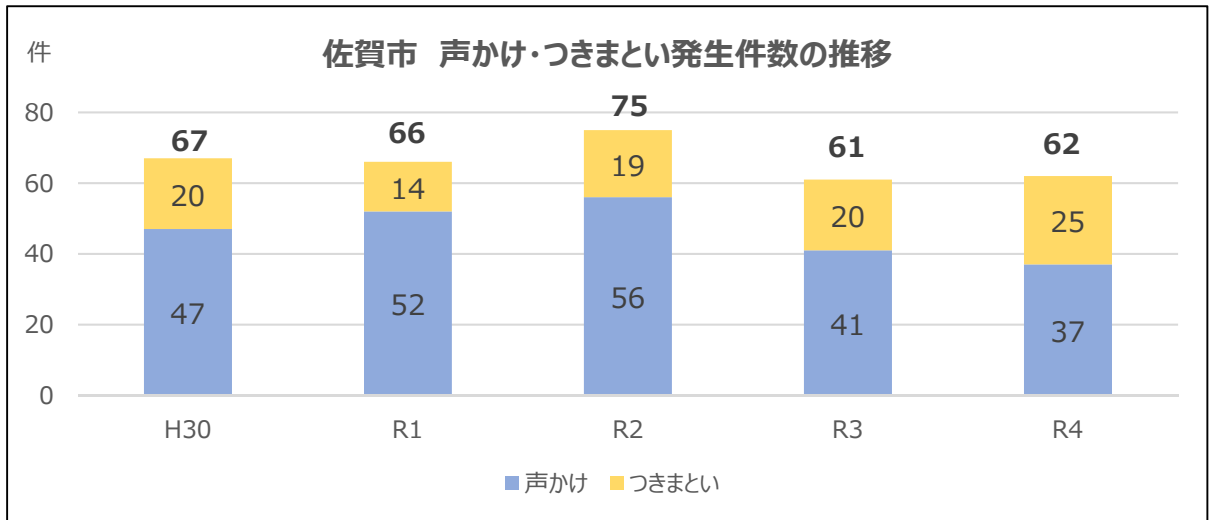
(2) 罪種別刑法犯認知件数の推移

- ・罪種別では、例年自転車盗・万引き等の「窃盗犯」が最も多く、全体の約 7 割を占めている。
- ・罪種全体として横ばい又は減少傾向にあるものの、詐欺等の「知能犯」のみ令和 3 年以降増加傾向に転じている。



(3) 高止まり・増加傾向にある事案

- ・全体の刑法犯認知件数が減少傾向にある中で、児童等への声かけ・つきまといの発生件数は、高止まりの傾向にある。
- ・また、DV、ストーカーについても、近年増加傾向にあり、コロナ禍における巣ごもりの影響があるものと考えられる。
- ・同じくコロナ禍の巣ごもりを狙ったと思われる二セ電話詐欺の発生件数も、近年増加傾向にある。



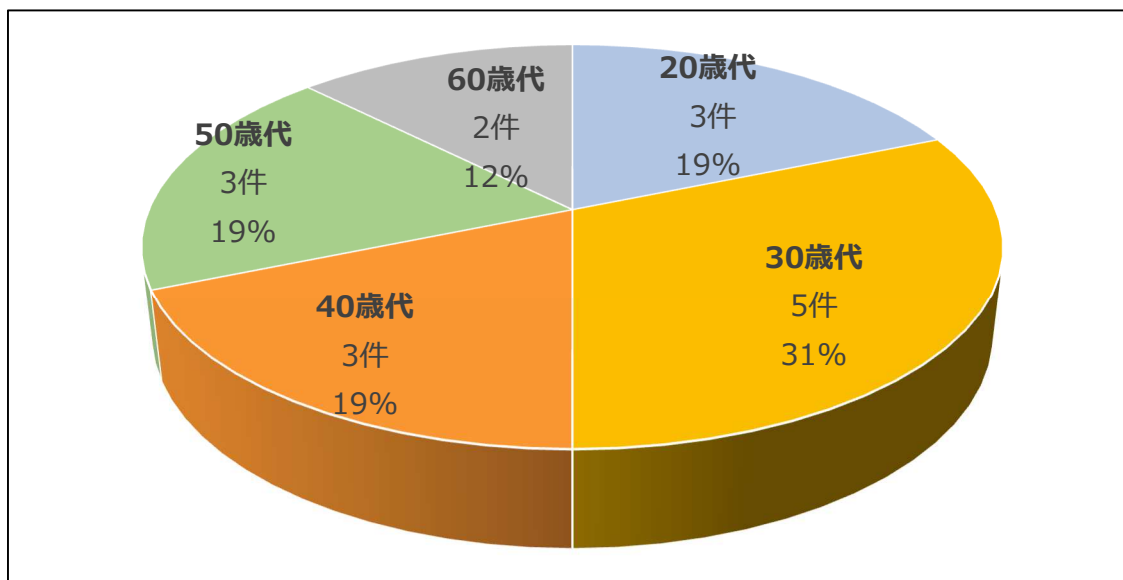
(4) SNS 等を使った詐欺の状況

- ・SNS やマッチングアプリ等を利用した詐欺の被害も近年急増している。
- ・手法としては、SNS 等で異性や外国人を名乗り、相手の気を引いた上で、投資話（暗号資産、FX 等）を呼び掛けているものが多い。
- ・被害者の年齢層も、ニセ電話詐欺の被害者よりも幅広い年代が被害にあっている。

《佐賀市内における令和 4 年中の被害状況》

手法	件数	被害額
SNS	7件	約716万円
マッチングアプリ	8件	約1億378万円
出会い系サイト	1件	約18万円
合計	16件	約1億1,112万円

《令和 4 年中の被害者の年代別発生件数》



2 防犯等に関する佐賀市の主な取組状況

※赤字は令和4年度以降の新規の取組

取組名	内容																				
出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・主に地域の高齢者や、幼稚園等の施設を対象に実施 ・知能犯の増加傾向を受けて、講座メニューとして「まちかど防犯講座」に加え令和5年度から「特殊詐欺について」を新設し、啓発を強化 ・実施回数の増を目指して、合わせて広報を強化していく予定 ≪講座実績≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8回(929人)</td> <td>7回(928人)</td> <td>7回(287人)</td> <td>4回(405人)</td> </tr> </tbody> </table> ※R4年度は12月末時点	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	8回(929人)	7回(928人)	7回(287人)	4回(405人)												
R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																		
8回(929人)	7回(928人)	7回(287人)	4回(405人)																		
中学校向け防犯教室	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市暴力団排除条例に基づき、毎年市内の全ての中学校（18校）で防犯教室を実施（市が12校、県警が6校対応） ・内容は、暴力団加入防止、薬物乱用防止等 																				
防犯カメラの設置、運用	<ul style="list-style-type: none"> ・人の往来の多い佐賀駅、バスセンター及びエスプラッツに市が防犯カメラを設置・管理している（駅周辺：16台、バスセンター：4台、エスプラッツ周辺：12台、合計32台） ・周辺で事件等が発生した場合は、必要に応じて警察へ情報提供も行っている。 ≪警察への情報提供件数≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅・BC</td> <td>12件</td> <td>14件</td> <td>26件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>エスプラッツ</td> <td>35件</td> <td>15件</td> <td>13件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>47件</td> <td>29件</td> <td>39件</td> <td>23件</td> </tr> </tbody> </table> ※R4年度は12月末時点	区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	駅・BC	12件	14件	26件	16件	エスプラッツ	35件	15件	13件	7件	計	47件	29件	39件	23件
区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																	
駅・BC	12件	14件	26件	16件																	
エスプラッツ	35件	15件	13件	7件																	
計	47件	29件	39件	23件																	
SNS、市報、HP等での啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市公式 LINE でマッチングアプリでの投資詐欺などの特殊詐欺防止の内容を不定期で配信（令和4年は3月と9月に配信） ・佐賀南署からの還付金詐欺注意喚起の内容を5月1日号市報に掲載 ・市HP上に「県警安全サポート情報」を掲載 ・特殊詐欺の被害が若年化してきている状況を踏まえ、今後も積極的にSNS（LINEやTwitter）を活用して広報啓発を行っていく。 																				

※赤字は令和4年度以降の新規の取組

取組名	内容																								
<p>犯罪被害者等支援</p>	<p>・生活安全課を「犯罪被害者総合相談窓口」として、被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS と連携しながら各種相談を受付</p> <p>«生活安全課への相談状況»</p> <table border="1" data-bbox="584 423 1283 517"> <thead> <tr> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 件</td> <td>4 件</td> <td>7 件</td> <td>2 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R4 年度は 12 月末時点</p> <p>«VOISS への相談状況（佐賀市分）»</p> <table border="1" data-bbox="584 629 1283 723"> <thead> <tr> <th>H30 年度</th> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>258 件</td> <td>322 件</td> <td>324 件</td> <td>222 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R3 年度で多い相談内容：強制わいせつ（34 件）、強制性交等（23 件）</p> <p>・毎年、年度当初に佐賀 VOISS 職員や県の犯罪被害者支援コーディネーターを講師とした庁内研修を実施し、関係課職員のスキルアップを図っている。</p> <p>・毎年、県、県警、VOISS、市の4者主催で「犯罪被害者支援フォーラム」を開催（令和4年度：11月24日、メートプラザで開催、参加者は約130名）</p> <p>・「佐賀市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を目的として見舞金を支給</p> <p>«見舞金の支給状況»</p> <table border="1" data-bbox="584 1323 1193 1417"> <thead> <tr> <th>R1 年度</th> <th>R2 年度</th> <th>R3 年度</th> <th>R4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 件</td> <td>1 件</td> <td>3 件</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※R4 年度は 12 月末時点</p>	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	3 件	4 件	7 件	2 件	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	258 件	322 件	324 件	222 件	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	0 件	1 件	3 件	0 件
R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																						
3 件	4 件	7 件	2 件																						
H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度																						
258 件	322 件	324 件	222 件																						
R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度																						
0 件	1 件	3 件	0 件																						
<p>街頭啓発活動</p>	<p>・毎年、広く市民に生活安全に関する啓発を行うため「安心安全なまちづくりキャンペーン」を実施</p> <p>・令和4年度は、実施場所を佐賀駅からゆめタウン佐賀に変更し、啓発内容も近年巧妙化している二重電話詐欺やマッチングアプリ詐欺などの特殊詐欺防止に焦点を絞って実施（実施日：12月19日）</p>																								

※赤字は令和 4 年度以降の新規の取組

取組名	内容
児童見守りサービスの導入 (教育委員会、R5～)	<ul style="list-style-type: none">・郵便局の地域ネットワーク及び(株)otta のサービスを活用し、児童の見守りサービスを開始予定・小型の見守り端末を児童が持つことで、郵便局やコンビニなどの「見守りスポット」を通過した記録が保護者等で確認できるサービス・令和 5 年度から一部小学校の新入生全員及び 2 年生以上の希望者に見守り端末を無償配布予定（対象校は選定中）・並行して、見守りスポットの拡大を図っていく。 <p>※事業の詳細は別添報道発表資料のとおり</p>

議事 2 防犯カメラに関する施策について

1 佐賀市における防犯カメラに関する現在の施策

(1) 本市による直接設置

街頭設置の防犯カメラとして、人の往来の多い佐賀駅及びバスセンター周辺、エスプラッツ外周壁に設置し、犯罪の抑止を図っている。また、周辺で事件等が発生した場合は、警察へ防犯カメラのデータを提供し、捜査への協力を行っている。

《設置状況》

設置場所	台数
駅周辺	16 台
バスセンター待合室	4 台
小計	20 台
エスプラッツ周辺	12 台
総計	32 台

※公共施設の防犯を目的としたカメラは除く

《警察への情報提供件数》

年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
佐賀駅・BC	12 件	14 件	26 件	16 件
エスプラッツ	35 件	15 件	13 件	7 件
合計	47 件	29 件	39 件	23 件

※令和 4 年度は 12 月末時点の件数

(2) 佐賀地区防犯協会の助成

佐賀地区防犯協会では、平成 29 年度から地域（自治会、事業所など）が新たに設置する防犯カメラに対し、5 万円/申請 の助成を実施している。

《助成実績》

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
助成件数	0 件	5 件	7 件	10 件	4 件	6 件

※令和 4 年度は 12 月末時点の件数

2 防犯カメラの施策に関する課題

以前から、市議会議員や地域の住民から繁華街や通学路に対する防犯カメラの設置について要望が上がっている。防犯上必要性の高い場所にピンポイントに防犯カメラを増やす施策として、①市が直接増設する、②市が助成制度を設ける、③佐賀地区防犯協会の助成制度を拡充する などの手法が考えられるが、以下の3つの大きな課題があるものと考えている。

課題1：設置、維持管理に係るコスト

課題2：設置後の管理主体及び管理体制（誰が、どのように管理するか）

課題3：プライバシーの保護

3 検討中の施策について

会議当日 追加資料を配布予定

“見守りサービスの導入”に関する 事業連携協定締結式

令和4年 | 2月22日



日本郵便
(協力者)

『みんなで、みまもる』

安心・安全なサービスを開始します！



出典:ottaホームページ


15周年 を迎えた“子どもへのまなざし運動”を 更に進化 させます！



佐賀市スマートシティ宣言！
スマート・ローカル！SAGACITY

子育て・教育DX

- ◎子育て情報・教育現場のデジタル化・オンライン化
- ◎位置情報システム等を活用した見守り



まなざしDXへ

佐賀市×郵便局 で 包括連携協定 を 締結 しました (R4.11.30締結)

郵便局の地域ネットワークを生かした“安全・安心なまちづくり”に関する協定

協定項目	活動内容
生活安全に資する活動に関する事	(1)交通安全、防犯等(不審者情報)に対する見守り活動 (2)振込め詐欺等犯罪の未然防止
未来を担う子どもの見守りに関すること	(1)まなざし企業への登録 (2)子どもの登下校見守り(声かけ事案・不審者対策)
高齢者等の安否確認に関する事	(1)ひとり暮らしの高齢者等への郵便配達時における郵便受けの異常による安否確認 (2)高齢者等の認知症徘徊の安否確認等 (3)認知症サポーター養成講座の社員受講
公共インフラの異常確認に関する事	(1)道路・側溝破損状況 (2)道路照明、カーブミラー等の破損状況
環境保全の活動に関する事	(1)不法投棄等の情報提供
地方創生に関する事 (今後検討する主な項目含む)	(1)スマート・ローカル！SAGACITYの推進に関する事 (2)脱炭素に向けた啓発活動への協力 (3)配達車両を活用した広報 など

ICTによる見守りサービス

見守り端末を子どもが持つだけ！



出典:ottaホームページ

対象の小学校新入生全員に
2年生以上の在校生は希望者に
無償で配布します。

※翌年度以降は対象校の
新入生全員に無償で配布

一部の小学校から導入予定

※今後、導入するエリアを選定

佐賀県内では、初めて有田町と佐賀市で取り組みます。

九州県都では、福岡県・長崎県についでの導入となります。

otta見守りサービスの仕組みについて



出典:ottaホームページ

見守り端末を持っている子どもが、

- ・見守りスポットを通過した記録と、
- ・見守り人とすれ違った位置情報が記録されます。

見守りスポット

通学路を中心に子どもの行動範囲にチェックポイントとして学校や郵便局、コンビニなどに設置します。

見守り人

日頃から子どもたちの見守り活動を実践されている地域の皆さまや、企業の皆さまに、無料の「見守りアプリ」をインストールしてもらっただけで、手軽に見守り活動に参加していただけます。

※見守り人にはすれ違ったことは通知されません。

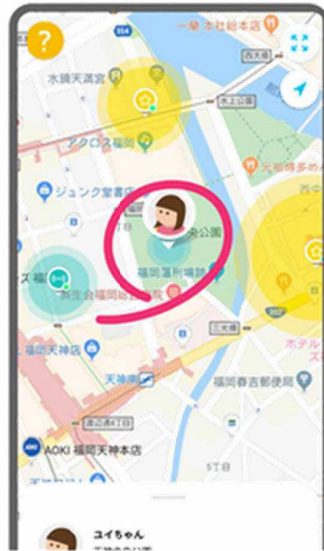
全ての子どもたちに見守り端末を
無償で配布し無料で利用できる
緊急時のセーフティーネットを構築！！

令和5年度からサービスを開始します！

アプリホームから
見守り端末を持っている人の位置を
地図で確認できます

※画面は有料サービスのイメージです。

行動履歴も見れます



出典:ottaホームページ

子どもの見守りサービスの役割



- ・各小学校(教職員、PTA等)に対し、本サービスの案内と加入促進
- ・対象児童へottaから無償提供される“見守り端末”の配布
- ・関係機関、地域住民に対する周知と登録依頼(見守り人アプリ)



- ・対象となるエリアの郵便局舎への基地局(見守りスポット)設置協力
- ・協力事業者として、地域住民に対する周知と登録依頼(見守り人アプリ)

子どもの見守りサービスの役割

otta®

- ・本サービスの無償提供
- ・システム構築に関する一切の業務(基地局設置、ルート設定等)
- ・対象学校へ見守り端末を配布

Iwatani

- ・システム構築に関する補助
- ・自社機器を活用した基地局(見守りスポット)の設置
- ・協力事業者として、地域住民に対する周知と登録依頼(見守り人アプリ)

“見守り人”の体制づくり

本日も出席いただいています！

日頃から、子どもたちの見守り活動をされている皆さまへの依頼。

もっと見守りの輪を広げて
いきます！

15周年を迎えた“子どもへのまなざし運動”への登録企業の皆さまへの依頼

学校関係者はもちろん、地域で幅広く見守り活動をされている皆さまなどへの依頼

出典:ottaホームページ

地域の見守りに参加されたい方

見守り人アプリ

あなたの地域の安心・安全を担う「見守り人」になるためのアプリ。
日々の操作は不要！インストールするだけで、いつもの通勤や散歩やお出掛けが地域の安心に貢献する見守り活動になります！

ダウンロードはこちら /

Download on the App Store | ANDROID APP ON Google play

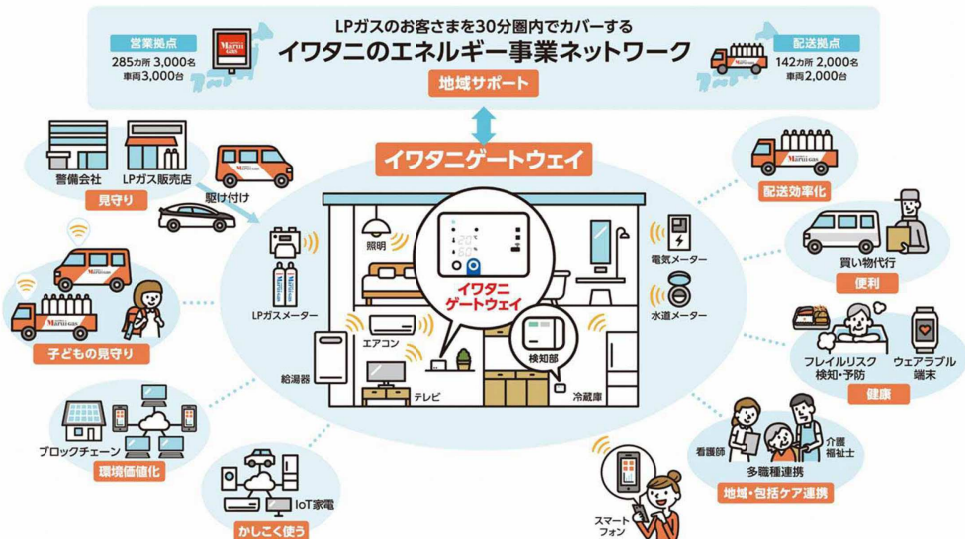
見守り人 🔍 で検索！

※アプリをダウンロードしても個人情報は送信されません

イワタニゲートウェイで見守りスポットを拡充します！

IoTプラットフォーム **イワタニゲートウェイ**

ガス警報器に通信機能を付加することにより、さまざまな「モノ」をインターネットにつながるゲートウェイ（中継基地）として機能する新技術。この実現により、お客さまの生活を支える新しいサービス・価値の提供を目指しています。



出典：岩谷産業(株)

(株)ottaとの協業による見まもり

IGWを活用したBLEによる
位置情報検知による見まもり

↓
子ども、高齢者の
街ぐるみでの見まもり

『みんなで、みまもる』

安心・安全なサービスを開始します！



日本郵便

(協力者)

佐賀市生活安全推進協議会 委員名簿

No	所属団体名	氏名	協議会 役職	
1	佐賀大学芸術地域デザイン学部	山口 夕妃子	会 長	
2	佐賀市青少年健全育成連合会	宮崎 和彦	副会長	
3	佐賀市自治会協議会	石井 孝嗣		
4	佐賀市地域婦人連絡協議会	坂田 艶子		
5	佐賀市民生委員児童委員協議会	吉浦 利清		欠席
6	佐賀市身体障害者福祉協会連合会	池田 敏憲		
7	佐賀市子ども会連絡協議会	石丸 正信		
8	佐賀市PTA協議会	伊東 悦子		
9	佐賀県高等学校長協会	廣重 昭博		
10	日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	姉川 祐紀		
11	佐賀商工会議所	貝原 真由美		
12	佐賀新聞社	山口 功規		
13	N H K 佐賀放送局	上村 晴彦		新
14	株式会社サガテレビ	時里 優		欠席
15	佐賀南警察署	川西 宏		新
16	佐賀北警察署	山口 英		新
17	佐賀市	池田 一善		新
18	佐賀市教育委員会	中村 祐二郎		

○佐賀市生活安全推進条例

平成17年10月1日

条例第23号

改正 平成19年9月25日条例第135号

(目的)

第1条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全活動の推進及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住みよい社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動
- (2) 生活安全に対する市民の自主的活動の推進
- (3) 生活安全のまちづくりに向けての環境整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、前項に規定する施策の実施に当たっては、当該施策に関係する機関、団体等との連絡及び調整を図るとともに、佐賀市生活安全推進協議会の意見を聴くものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活安全推進協議会の設置等)

第4条 生活安全に関する施策に関し協議を行うため、佐賀市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員20人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の生活安全に関係する行政機関の職員等
- (3) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生活安全に関し識見がある者で市長が必要と認めるもの

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議会に佐賀市生活安全推進連絡会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(表彰)

第7条 市長は、生活安全活動に関して功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の大和町防犯推進に関する条例（平成7年大和町条例第20号）第7条及び富士町防犯条例（平成7年富士町条例第17号）第6条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、合併前の例により設置することができる。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

3 編入前の川副町防犯条例（平成6年川副町条例第18号）第7条に規定する防犯サポーター、東与賀町防犯条例（平成7年東与賀町条例第13号）第7条に規定する防犯推進員及び久保田町防犯条例（平成7年久保田町条例第15号）第7条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成20年3月31日までの間に限り、編入前の例により設置することができる。

(平19条例135・追加)

附 則（平成19年9月25日条例第135号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。